

【生活困窮者自立支援法関連】

- 平成29年12月15日にとりまとめられた「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」では、「例えば、「支援調整会議」の仕組みを活用し、**構成員の守秘義務を設ける**ことで、関係機関間で把握している**生活困窮者に関する情報の共有を、必ずしも本人の同意がない場合も含めて円滑にし、生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けるべき**」と指摘。これを受け、改正法では以下の内容を規定することにより、**構成員同士の情報共有の仕組みを構築**。

- ◆ 事業実施自治体は、**関係機関や委託事業者等を構成員とする、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換**や**生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討**を行うための会議を組織することができること
(法第9条第1項及び第2項)
- ◆ 生活困窮者に関する関係者間の情報共有を円滑に行うため、**会議の構成員に対する守秘義務を設ける**こと
(法第9条第5項)
- ◆ 上記守秘義務の規定に違反して秘密を漏らした者については、**一年以下の懲役又は百万円以下の罰金**に処すること
(法第28条)

支援会議とは

- ◇ 会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、**構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とする**ものであり、地域において関係機関等がそれぞれ把握している**困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有**や**地域における必要な支援体制の検討**を行うもの

支援調整会議との違い

- ◇ 支援調整会議は、個々の生活困窮者の**支援プランの決定等**を行い、**その後の支援につなげることを目的に行うもの**であり、支援会議とは、その目的や対象となる範囲等が異なる。

(右表参照)

(参考) 支援会議と支援調整会議の目的等

	支援会議	支援調整会議
主な目的	関係機関間の情報共有	支援プランの決定
法的根拠	あり	なし
対象	生活困窮者に限らない	生活困窮者
本人同意の有無	なくても可	必要

支援会議の意義

- ◇ 支援会議においては、地域の関係機関や生活困窮者自立支援制度の各事業の委託を受けた者等が、生活困窮者等に関する情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことになるため、以下のメリットがある。

- ① 生活困窮者等を**早期に発見**することができる。
- ② 生活困窮者等に対して、**迅速に支援を開始**することができる。
- ③ 各関係機関等が連携を取り合うことで**情報の共有化**が図られる。
- ④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の中で、**それぞれの役割分担について共通の理解**を得ることができる。
- ⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、**それぞれの機関が責任をもって関わる**ことのできる体制づくりができる。
- ⑥ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、**支援を受ける生活困窮者やその世帯にとってよりよい支援が受けられやすくなる**。
- ⑦ 関係機関等が分担をシェアして個別の事例に関わることで、**それぞれの機関の限界や大変さを分かちあう**ことができる。

関係機関の狭間で適切な支援が行われなかった事例を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする方を早期に把握し、確実に相談支援につなげることができるような環境整備が期待される

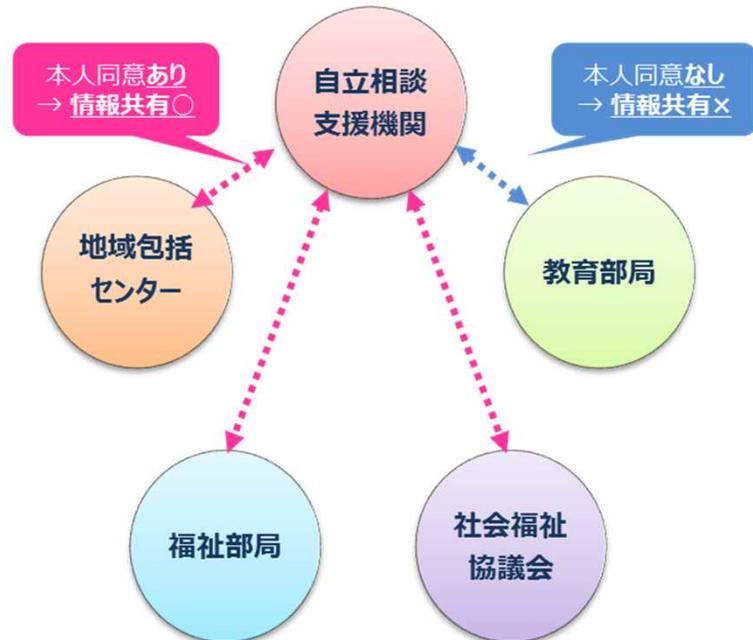
支援会議の仕組み

- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視**されてきた。
- このため、改正法では支援会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけること**によって、**支援関係者間の積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを新設**した。

※ **支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば**、各自治体の判断で「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など**既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない**。

現行制度における課題

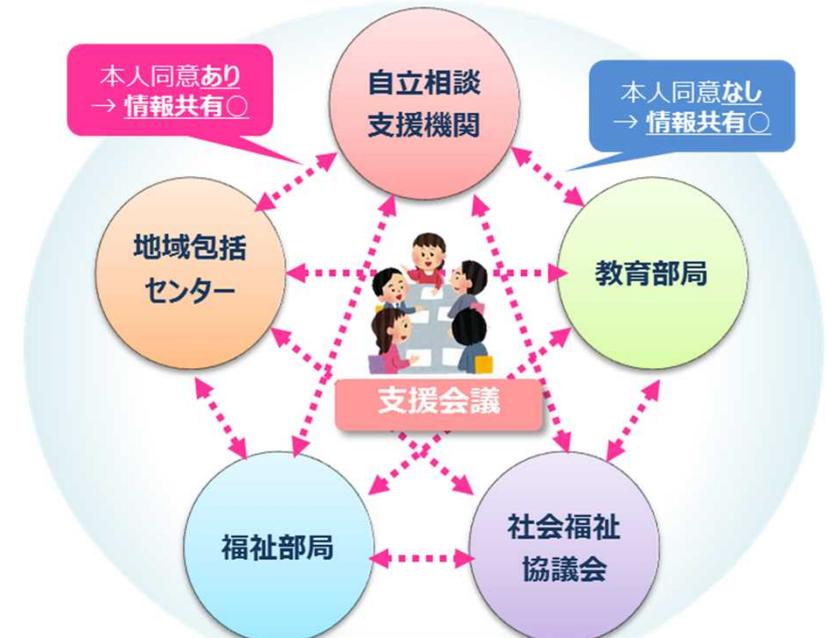
- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
 - ・ 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
 - ・ 同一世帯の様々な人が別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているがそれらが世帯全体の課題として把握・共有されていないケース等の中には、**世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケース**がある。



各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
 - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**



支援会議における守秘義務

支援会議で取り扱う事例

○ 支援会議で取り扱う事例は、主に以下のような事案が考えられる。

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、**支援に当たって連携すべき部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案**
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているが、それが**世帯全体の課題として、関係者間で把握・共有されていない事案**
- ◆ **より適切な支援を行うために、他の関係機関等と情報を共有しておく必要があると考えられる事案**

※ 生活困窮に陥る背景や要因は多種多様であることから、具体的な対象者やイメージ、またその優先順位等は、各自治体において実践を積み重ねていくこと等により整理・標準化していくプロセスが重要

(参考) 支援会議で取り扱う事例のイメージ

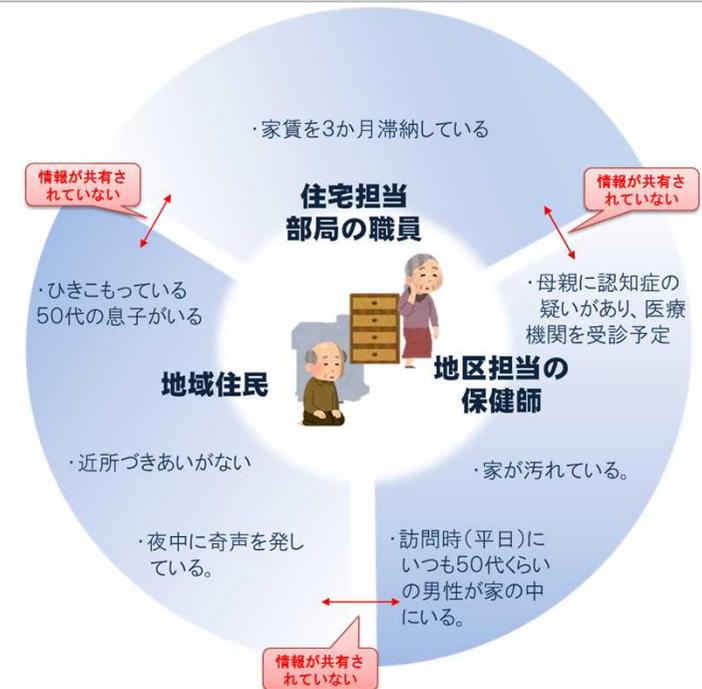
事例の概要

- ◇ 高齢の80代の母親と、50代の長男の2人世帯。長男は長期のひきこもり状態にあり仕事はしておらず、夜中に奇声を発するなど精神疾患が疑われる。
- ◇ 現在は母親の年金収入で生活しているが公営住宅の家賃は滞納が続いている。母親は認知症が疑われ、地区担当の保健師の働きかけで、近く、専門医を受診予定。

問題点

50代の息子が精神科の治療を受けつつ、就労準備支援事業等を利用して就労自立するための能力を身につけておかないと、母親が亡くなったり、介護サービスや医療サービスを利用して支出が増えると**急速に経済的な困窮に陥る蓋然性が高い**。

そのような状況にあるにもかかわらず、保健師、地域住民、住宅担当部局職員の把握している情報が分断されているため、**世帯全体としての支援の必要性が認識されていない**。



支援会議において、関係者間の情報共有を図ることにより、世帯全体の課題や経済状況等を把握した上で、相互に早期的・相互補完的な支援を行うことが可能になる。

支援会議の構成員

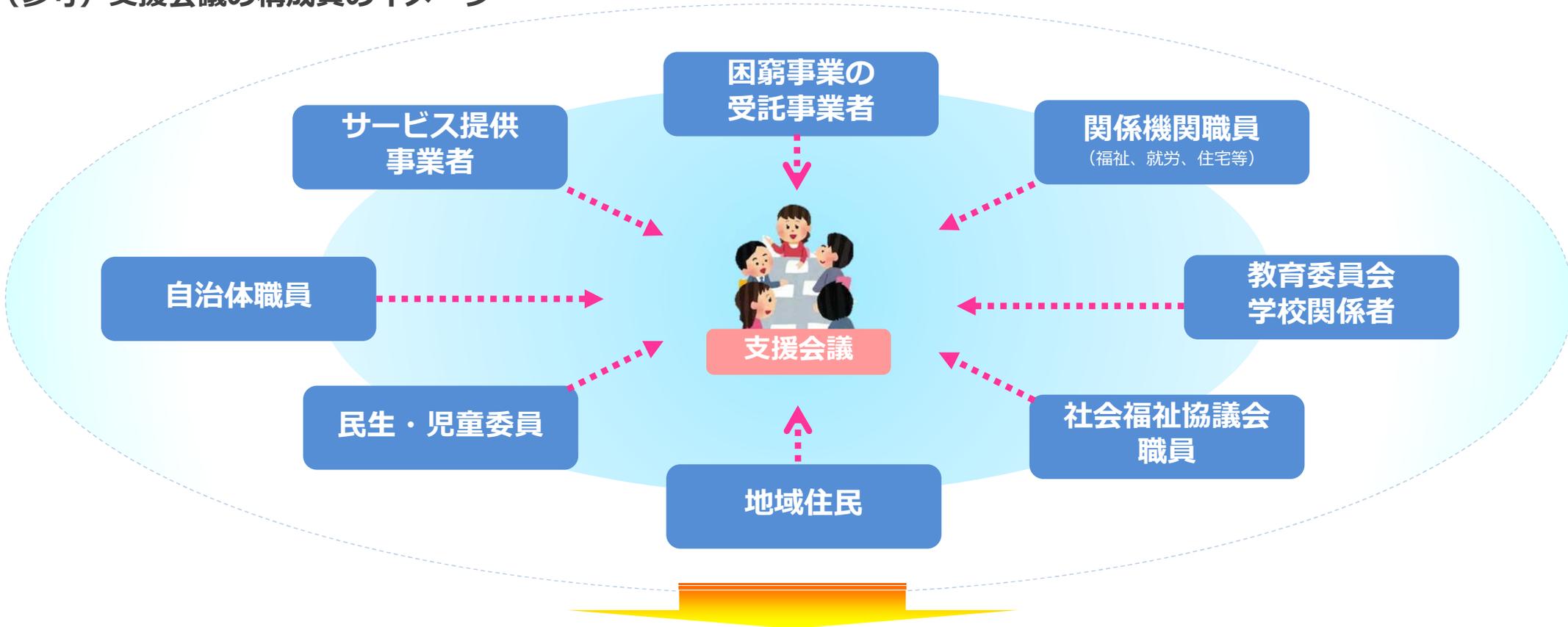
○ 支援会議の構成員については、主に以下の者や機関を想定している。都道府県が支援会議を設置する場合は、管轄地域が広範囲に及んでいることから、これに加えて、管轄する町村の職員を構成員に委嘱すること等も考えられる。

◆ 自治体職員 ◆ 自立相談支援事業の相談支援員 ◆ サービス提供事業者 ◆ 地域において生活困窮者に関する業務を行っている福祉、就労、住宅その他の関係職員 ◆ 教育委員会、学校関係者 ◆ 社会福祉協議会職員 ◆ 民生・児童委員 ◆ 地域住民 など

※ メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に支援会議のメンバーを案件や開催時期等によって異なるものとする可

構成員への謝金など『支援会議の設置・運営に要する費用』については、**自立相談支援事業の国庫負担対象経費として取扱うものとする**

(参考) 支援会議の構成員のイメージ



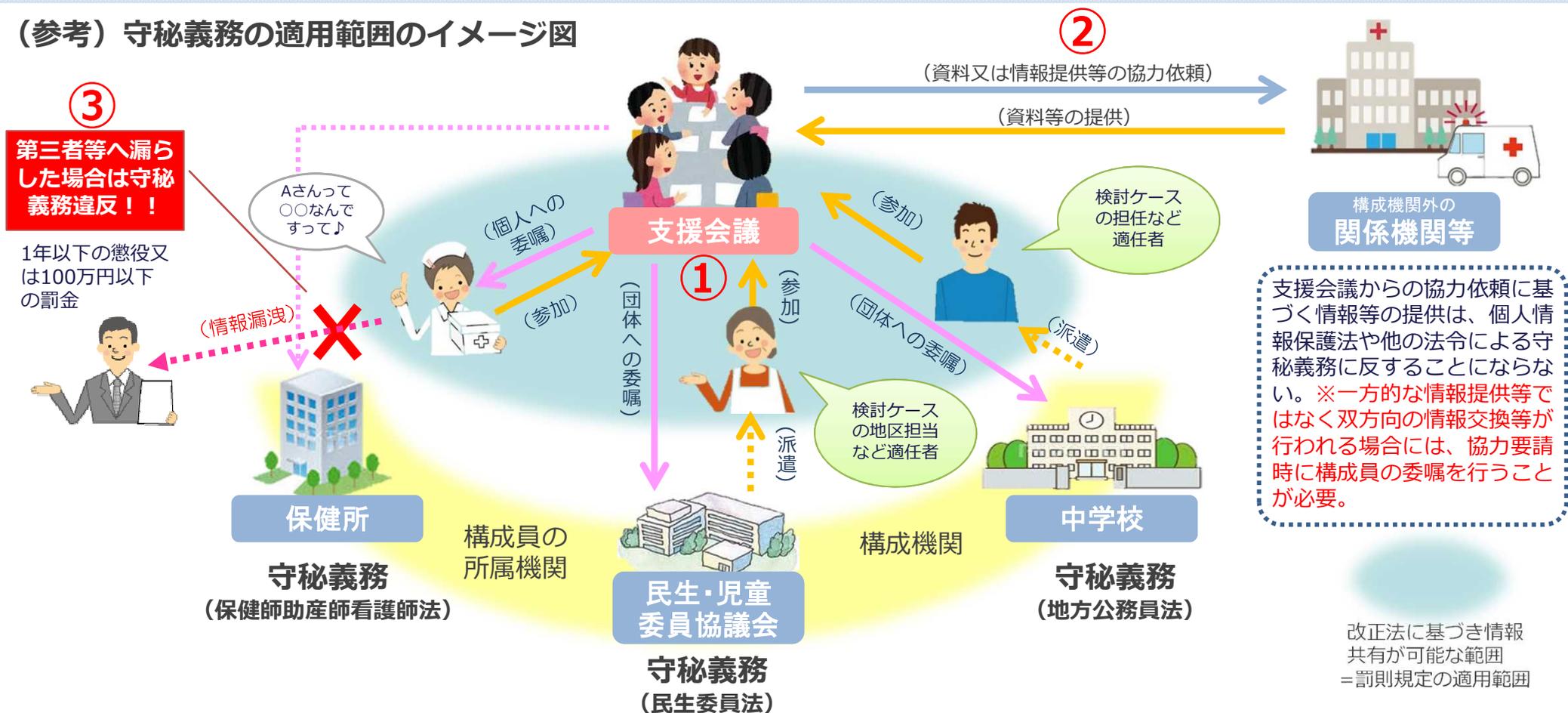
関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることの体制づくりが各地域において推進される。4

支援会議における守秘義務の適用範囲

- ① 改正法では、生活困窮者に対する支援に携わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における個々の生活困窮者等に関する情報共有を行えるようにした。**
- ② また、生活困窮者に関する情報の交換等を行うために必要がある場合は、**関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になる。**
- ③ なお、支援会議の構成員は正当な理由なく、支援会議の中で共有された生活困窮者等に関する個人情報等を支援会議の外へ漏れいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される**ことになる。

※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。**

(参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図



生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。